

蛍光ペン箇所を修正してください。

必要のない箇所を削除してください。
(イメージアップ等)

令和3年度

工事名：●●線道路改良工事

工事場所：志布志市●●町●●地内

特記仕様書

鹿児島県 志布志市

建設課 建設係

特記仕様書

第1章 総 則

第1条 この特記仕様書は、下記工事に適用する。

工 事 名：●●線道路改良工事（●工区）

工事場所：志布志市●●町●● 地内

工 期：○○日間

第2条 本工事は契約書、設計図書及び本特記仕様書による他、次の各項（最新版）によるものとする。

また、特に定めのない事項や、基準書等が改定された場合には、監督職員と協議を行うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書
- (2) 土木請負工事必携
- (3) コンクリート標準示方書
- (4) 土木工事施工管理基準
- (5) 道路事業の手引き
- (6) 道路土工各指針
- (7) 舗装施工便覧
- (8) その他関連図書 等

第3条 この特記仕様書及び各仕様書等に記載されていない事項で、疑義が生じた場合は、監督員と協議し、かつその指示に従うこと。

第4条 請負人は、調査・施工計画・出来高成果・検査等のために専属として、経験ある技術者を常置し監督員の指示に応じなければならない。

第5条 本工事の数量は、別紙「数量総括表」のとおりとする。なお、この数量に変更を生じた場合は契約変更の対象とする。

第6条 前金払等の支払いについて

1 本工事は、前金払を40%の範囲内で請求を行うことができる。

なお、当初設計においては前記の前金払を受けるものとして一般管理費の率を補正してあるが、前金払を支払わない場合でも率の補正は変更しないものとする。

2 次に掲げる要件のいずれにも該当し、前項により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証がなされたものについては、請負金額の20%以内で中間前払金を請求することができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当

該工事に係る作業が行われていること。

- (3) 既に行われた当該工事の作業に要した経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること
- 3 前金払を請求する場合は、請求書に保証事業会社の保証に係る保証証書、前金払使途内訳明細書及び公共工事請負金前払(中間前払)申請書を提出しなければならない。

第7条 工事履行報告書(工事月報)は、毎月月末の出来高を翌月5日までに所定の様式により監督職員に報告するものとする。また、施工状況写真を添付すること。

第8条 契約後の提出書類について

請負業者は本工事の契約締結後、下記の書類を提出することとする。

- 1 工程表
- 2 現場代理人選任通知書・主任技術者選任通知書
監理技術者選任通知書(必要に応じて)
- 3 工事着手届
- 4 建退共掛金納付書
- 5 再生資源説明書、分別解体等の計画等(第17条)
- 6 工事カルテ確認書(第37条)
- 7 現場代理人等の資格書・身分証明書(保険証・運転免許証等)の写し
- 8 その他必要書類

第9条 下請工事における管内建設業者の優先活用について

- 1 **受注者**は、工事の一部を下請に付する場合は、大隅地域振興局曾於市駐在管内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。
- 2 **受注者**は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
- 3 **受注者**は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」の電子(エクセル)データを監督職員に提出すること。
- 4 各様式については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。

鹿児島県ホームページ

ホーム> 社会基盤> 公共事業> 技術管理・検査> 仕様書等> 工事関係書類一覧表

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah03/infra/kokyo/gizyutu/siyousyo/koujikankeishuyoushoruiichiranhyou.html>

なお、3項「下請業者使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表(電子(エクセル)データ)の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」、「県産資材等不活用状況」、「使用材料承認願い」、「建設資材使用実績報告書」、「【発注者使用】様式-1」、「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。

第10条 県産資材等の優先使用について

- 1 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
- 2 受注者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 （7品目）	生コン（レディミクストコンクリート） コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 野芝
-----------------	---

- 3 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
- 4 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」の電子（エクセル）データを監督職員に提出すること。
- 5 各様式については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。

鹿児島県ホームページ

ホーム> 社会基盤> 公共事業> 技術管理・検査> 仕様書等> 工事関係書類一覧表

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah03/infra/kokyo/gizyutu/siyousyo/koujikankeishuyoushoruiichiranhyou.html>

なお、4項「建設資材使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表（電子（エクセル）データ）の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」、「県産資材等不活用状況」、「使用材料承認願」、「下請業者使用実績報告書」、「【発注者使用】様式-1」、「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。

第11条 建設業退職金共済制度について

- 1 工程表提出時に建退共の発注者用掛金納付書を提出すること。
- 2 共済証紙は、当該建設工事に従事する建退共制度の対象労働者及び就労日数を的確に把握し、それに応じた必要な枚数を購入すること。
- 3 退職金共済手帳の交付や共済証紙の添付を拒んではならない。
- 4 下請に付する場合は、下請工事に必要な共済証紙を現物交付すること。
- 5 建設業退職金共済制度の普及徹底については、昭和57年1月18日付監用第1155号で、鹿児島県建設業協会会長あて依頼したところであるが、建設工事現場で働く建設労働者の方々の意識を高めるために、別記1により、現場事務所等の見やすい位置に標識の設置を行うこと。
(見やすい位置とは、現場条件にもよるが、公衆にも見える場所ならさらに良い。)
- 6 「経営事項審査用加入・履行証明書」の発行を受ける際に「共済手帳受払い簿」及び「共済証紙受払い簿」の添付が必要であるので、必ず受払い簿を備え付けること。
- 7 ダンプ及びミキサー車運転手についても、建設業事業主との間に雇用関係がある者

については、建退共制度適用の対象となるものであり、申請があった者については、共済手帳を交付すること。

- 8 建設業退職金共済証紙受払簿について、完成書類提出時迄に整理し完成書類へ添付すること。

別記1

表面

B5版
カラー印刷
ビニール加工

建設業退職金共済制度

適用事業主工事現場

退職金共済手帳に共済証紙を貼りましょう

退職金共済手帳の更新を忘れずに

建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合

建設業退職金共済事業本部

東京都港区芝公園1-7-6号(中退金ビル7階)

電話 (代) 03(3436)0151

〔裏面〕

標識（シール）掲示のお願い

- この標識は、建設工事現場で働く建設業者及び建設労働者の方達に建設業退職金共済制度に対する意識を高めて頂くために作成したものです。
- この裏紙をはがして、表側の標識を
工事現場の出入口
現場事務所
労働者宿泊施設等
工事現場で働く方達の見やすい場所に貼付して下さい。

第12条 再生資材の利用

- 請負者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

なお、再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資材名	規格	備考
再生切込砕石（かごしま認定リサイクル製品）	RC-40(30)	
再生加熱アスファルト混合物	密粒再生As	

※使用に際しては、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。

第13条 建設発生土について

- 1 盛土に使用する発生土は、現場からの建設発生土を利用すること。
- 2 本工事の施工により発生する建設発生土は、次の場所に搬出すること。
 - (1) 受入場所： ●●●
 - (2) 運搬距離： ●●km
 - (3) 仮置き等： 必要に応じて行う。
- 3 再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。
- 4 処分状況等の記録（捨土場所の捨土前、敷均し及び捨土完了時の写真）を完成書類に含めて提出すること。
- 5 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。
- 6 受入場所は現在調整中により、本設計書では標準2kmを設定している。調整が図られた場合は運搬距離の変更を指示し、設計変更の対象とする。

自由処分の
場合

第14条 建設副産物等の搬出について

- 1 建設工事の施工により発生する建設副産物等の搬出は、下記により搬出すること。
ただし、受入場所については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

副産物名	受入場所	受入時間帯	仮置き等	備考
コンクリート殻 アスファルト殻	(株)●● L=●●km	営業時間内	—	・搬出後速やかに数量等を報告すること。
木くず	(有)●● L=●●km			

- 2 再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて提出すること。
- 3 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表を工事完成図書に添付すること。
なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。
ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。
- 4 建設工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によること。

- 5 請負者は、再生資源利用計画（実施書）と再生資源利用促進計画（実施書）について、完成後1年間保存すること。

第15条 現場発生品の搬出について

- 1 本工事の施工により発生する現場発生品の搬出は、下記により搬出すること。

発生品	受入場所	受入時間帯	仮置き等	備 考
数量総括表のとおり	市資材置場 L=●km	—	—	・搬出後速やかに数量等を報告すること。

- 2 搬出前に再利用可能なものと不可能なものを判別し、監督職員の許可（立会）を得てから搬出すること。また、資材置場の整理整頓を心がけること。
- 3 搬出後は速やかに「現場発生品調書」と写真を添付し、工事打合せ簿により提出すること。

第16条 施工条件について

本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、請負者は、施工計画書の作成及び工事施工時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、工事実施期間中に発生した施工条件についても、甲・乙協議し契約変更の対象とする。

- | | | | |
|---|-------|-----|---------------------------------|
| 1 | 工程関係 | ・・・ | 特になし |
| 2 | 用地関係 | ・・・ | 特になし |
| 3 | 公害関係 | ・・・ | 特になし |
| 4 | 安全関係 | ・・・ | 特になし |
| 5 | 工事用道路 | ・・・ | 特になし |
| 6 | 仮設備関係 | ・・・ | 特になし |
| 7 | 副産物関係 | ・・・ | Co殻、As殻、木枝処分は、第14条により適正に処分すること。 |
| 8 | 支障物件等 | ・・・ | |

施工条件チェックリストに基づき記載

・電柱及び水道管が支障となる。電柱については占有者と移設協議を行うので、請負者はこの協議に立ち会うこと。また、水道管については、水道課が移設工事を行うこととなっているため、施工時期の調整を行う予定である。

- | | | | |
|----|--------|-----|-------------|
| 9 | 薬剤注入関係 | ・・・ | 特になし |
| 10 | その他 | ・・・ | 必要な試験等を記載する |

第17条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の届出

本工事は建設リサイクル法に規定されている特定建設資材および特定建設資材廃棄物が含まれているので、当初請負金額が500万円を超える場合は、建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、通知書を工事着手前に監督員に提出すること。

第18条 建設副産物実態調査（利用量・搬出先調査）への協力について

- 1 本工事は、「令和3年度建設副産物実態調査（利用量・搬出先調査）」の対象工事

となっているため、請負者は調査票の作成に協力すること。

- 2 調査票の作成に当たっては、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」又は国土交通省のホームページで公開する「建設リサイクル報告様式※」を使用すること。

※ 様式掲載箇所

国土交通省ホームページ > 政策情報・分野別一覧 > 総合政策 > 建設リサイクル > 情報交換システム等 > 建設リサイクル報告様式

第19条 建設工事における過積載防止の徹底について

- 1 工所用資機材等の積載超過のないようにすること。
- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を搬入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、資材の搬入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- 4 さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 7 1から6のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第20条 配置技術者等の途中交代について

- 1 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、疾病、退職等、真にやむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。
 - (1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延期された場合
- 2 上記の場合にあっても、請負業者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

第21条 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合について

- 1 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合
現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合に連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておく必要がある。
 - (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間

- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。

- (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

2 発注者への報告

上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第22条 現場代理人の兼任について

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。

※設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が7,000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）その場合は、「現場代理人等選任(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。

- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事は、志布志市内の工事現場であること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともにそれぞれの現場稼働日は重複しないこと。

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、現場代理人の兼任（変更）申請書を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

第23条 取得補償木の取扱いについて

1 本工区内には、取得補償木があるためその取扱いについては、監督員の指示により適正に行うこととする。（取得補償木とは、市が所有者に補償費を支払い取得した立竹木のこと。）

なお、樹種・数量及び所在地等については、別添図面及び一覧表による。

樹種	胸高直径	数量	売却数量	処分数量	玉切規格長
杉	30cm	40本	0.5m ³	2m ³	L=4m

2 取得補償木の売却

取得補償木の取扱いは慎重に行い、売却すること。

これによりがたい場合は、監督員と協議の上その指示によること。

なお、売却や処分の数量は実績により変更する。

3 作業者の伐木造材作業従事者特別教育の修了証の写しを添付すること。

4 取得補償木の売却に係る搬出先及び数量については、伝票等にて監督員に報告しなければならない。

5 取得補償木の処分に係る搬出先及び数量については、「産業廃棄物管理表」（マニフェスト）にて監督員に報告しなければならない。

第2章 工事の施工

第24条 準備工

1 工事の着工に当たっては、施工地内の土地所有者及び隣接土地所有者等と十分協議し、付近の住宅等に損害をおよぼさないようにすること。

2 着工時には、まず法線、縦断、横断、基準高を図面と照査し、その結果を監督員に報告しなければならない。

3 工事着手時に、まず全区間の丁張を設置し、監督員の承認を得てから工事にかかること。

4 工事に使用する材料で特に検査の必要があるものについては、監督員の検査を受けてから使用すること。

5 工事に使用する用地の借上げが必要となった場合、甲乙協議のうえ、監督員の指示

に従うこと。

- 6 不陸の整正は、補充材としての粒調碎石（又はシラスで修正 C B R 25以上のもの）を充当し、モーターグレーダで設計図に示した横断形状となるよう敷均ししなければならない。
- 7 締固め不足土や路床の不良箇所を確かめるため、監督員立会いのうえ、タイヤローラによりプルーフローリングを行なわなければならない。
- 8 不良箇所の処置については、監督員の指示に従わなければならない。

第25条 床掘及び切土

- 1 切取において法肩から、用地境界までの浮石、また切取面の浮石は完全に整理すること。
- 2 切取に際して、九電、N T T等の架線の保護及び植林等には適当な保護工を施工しなければならない。
- 3 切取において岩が確認できた時は監督員に立会いを求め指示に従わなければならない。また、確認のための試験を行うものとする。

第26条 埋戻及び盛土

埋戻前に漏水等がある場合は、必ず排水した後、埋戻さなければならない。

第27条 土取場の請負者に起因する災害及び苦情などについては、請負者の責任において処理すること。

第28条 コンクリート工

- 1 コンクリート構造物については打設計画を作成し、監督職員に提出するとともに、1回ごと打設計画管理を行うこと。
- 2 コンクリートは、下記のとおりとする。

種別	基準強度	スランプ	粗骨材の最大粒径	使用箇所
B種	18N/mm ²	—	40mm	一般無筋構造物

□ 現場練りの場合は別途示方配合を添付すること。

- 3 圧縮強度試験に用いる供試体が当該現場の供試体であることを確認できるようにするため、供試体作成器にセットする名札シールについては、下記のとおりとする。また、1週分、4週分の任意の1供試体については、作成状況を撮影すること。

1 週用	No. 1	1 週用	No. 2	1 週用	No. 3
工事名		工事名		工事名	
施工者		施工者		施工者	
配合	18-8-40-BB	配合	18-8-40-BB	配合	18-8-40-BB
供試体作成日		供試体作成日		供試体作成日	
スランプ	Cm	スランプ	cm	スランプ	cm
空気量	%	空気量	%	空気量	%
工種		工種		工種	
主任技術者名		主任技術者名		主任技術者名	

4 週用	No. 1	4 週用	No. 2	4 週用	No. 3
工事名		工事名		工事名	
施工者		施工者		施工者	
配合	18-8-40-BB	配合	18-8-40-BB	配合	18-8-40-BB
供試体作成日		供試体作成日		供試体作成日	
スランプ	Cm	スランプ	cm	スランプ	cm
空気量	%	空気量	%	空気量	%
工種		工種		工種	
主任技術者名		主任技術者名		主任技術者名	

4 コンクリートの材令28日圧縮強度試験は、公的機関での試験とする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員の立会により行うこと。

5 工事竣工時に、生コン伝票の写しと打設記録表(重要構造物のみ)を提出すること。
また、生コン伝票の余白に打設完了時刻を記載すること。

第29条 コンクリート二次製品

- 1 U型側溝等の二次製品については、試験成績表により監督職員の承諾を受けること。
- 2 二次製品については同等品とする。

第30条 法面工

- 1 種子の種類、品質、配合については、地山条件、気象条件等を考慮し監督職員と協議し決定するものとする。また、肥料、養生材等については、監督職員の確認を受けなければならない。
なお、植生基材及び種子吹付の主な種子の種類は、下記のとおりとする。

草本類	外来種	グリーピングレットフェスク、ケンタッキーブルーグラス ハミューダグラス、ホイトクローバー、ベントグラス
	在来種 (郷土種)	ヨモギ、スギ、イタドリ、トハギ
木本類	在来種 (郷土種)	ヤマギ (皮取り)、ヤマギ (皮付き)、コマツギ

- 2 環境省が指定している「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態

系被害防止外来種リスト)」に該当する植物は使用しないこととする。

- 3 種子の有効率(純度×発芽率)は、80%以上のものでなければならない。ただし、ヨモギ、メドハギは監督職員と協議するものとする。
- 4 施工面積の出来高管理については、数量総括表を作成し、100㎡当たり設計数量、出来高数量現場搬入数量、使用数量、空袋数量、残数量(持ち帰り数量)を把握して、別紙様式により対比表を作成すること。また、検収写真については、すべて数量が確認出来るように管理するものとし、残数量(持ち帰り)についても写真管理すること。
- 5 施工条件等により種子の生育速度が異なり検査時にその発芽状況を確認することが困難と思われるので、施工後1年間のかし担保を設定する。よって、乙は施工後、最もふさわしい判定時期を甲に申請し、現場の植生繁茂状況が確認できる写真を整備提出し、監督職員の指示を受けるものとする。なお、植生状況が不良と判断され、再施工を指示された場合、直ちに行うものとし、施工後の取扱いについても上記のとおりとする。

第3章 安全管理

第31条 安全管理について

- 1 工事現場には現場標識・安全標識及び保安柵等を設置し、安全管理を行うこと。
- 2 切取・床堀等で、湧水・砂層がある場合は、監視人の配置等安全対策を講じること。
- 3 工事現場内から道路の出入り口等における交通に与える影響を最小限にとどめ、交通事故の防止に努めること。
- 4 現場作業員等への安全意識の向上をはかるよう始業前にラジオ体操等を実施するとともに、朝礼・危険予知看板等を設置し、安全教育(TBM, KY活動)に努め、記録を整備すること。
- 5 盆、正月休暇等の休業期間中については、現場入口に保安施設等を設置し、一般者の進入を防止し現場内での事故のないように措置を講じること。
- 6 仮設構造物(防護柵、足場等)については、常に安全な状態であるかを確認し、記録を整備すること。
- 7 現場の安全日誌等の安全に関する書類について、監督職員より提示を求められた場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- 8 工事期間中は、安全巡視員(又は安全管理員)を配置し、工事現場における安全に関する巡視、点検、連絡調整等工事地域内全般の監視あるいは連絡を行わせ安全確保に努めなければならない。
- 9 労働安全衛生法、同法施行令及び同法施行規則を遵守すること。
- 10 交通安全については、充分留意して交通管理人の設置によって交通に与える影響を最小限にするよう作業及び交通処理計画を作成し、監督員の承認を得て工事現場内のトラブル、交通事故の絶無を期さねばならない。
- 11 工事施工の安全を確保するため「土木工事安全施工技術指針」(全日本建設技術協会発行)によること。

第32条 安全訓練の実施及び実施状況報告について

- 1 本工事に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり、半日以上の間(月当たり2回2時間以上)を割当て、下記事項から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 本工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 本工事における災害対策訓練
 - (5) 本工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 2 安全・訓練等の実施状況を安全訓練等の実施状況報告書に記録し報告するものとする。

第33条 現道工事等における交通誘導員の資格要件の条件明示について

- 1 本工事で配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備業務に係る1級、2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

ただし、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線及び自動車専用道路において、交通誘導警備業務に従事する場合、規制箇所ごとに1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置すること。

また、受注者は、上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。

資 格	資 格 要 件
交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法(H17.11.21施行)における検定合格者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	・警備業法における基本教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者

第4章 技術管理

第34条 鹿児島県土木部が定めた「土木施工管理基準」によって、請負者は十分な管理を行わなければならない。

第35条 工事カルテの作成・登録について

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「通知書」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日(土、

日、祝日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内(土、日、祝日等を除く)に、完成時は工事完成後10日以内(土、日、祝日等を除く)に(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を行う必要はない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更登録を行うものとする。

また、登録完了後は、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第5章 その他

第36条 工事施工にあたっての留意事項について

- 1 工事の着工前に本工事によって影響を受ける恐れのある地域内の地物の事前調査を行う。特に、下記の調査は必ず行うこと。
 - (1) 工事着手前にガス管、電力管、N T T管(光ケーブル管含む)、上下水道管等の埋設物の有無を占用する各施設管理者に再確認すること。

また、掘削にあたっては、埋設物管理者の立会を求め、埋設位置及び埋設深度を確認すること。
 - (2) 重機の旋回範囲内に支障となる電力線、電話線、光ケーブル等架空占用物件がある場合には、各施設管理者と施工方法を打ち合わせること。
- 2 工事現場周辺に対しては、騒音、振動等を極力少なくするほか、散水その他、飛砂塵介の出ないように処理すること。
- 3 用水路については、水利組合等と作業段取等を充分打合せた後、着手すること。
- 4 建設業登録証、労働災害保険加入証、建設業退職金共済制度加入証を現場事務所に表示すること。
- 5 現場状況の変更などにより、設計図書の内容を変更する必要がある場合等は、工事打合書により監督職員と協議を行うこと。
- 6 監督職員の立会を求める際は、立会願・段階確認書を提出すること。

第37条 電子納品について

- 1 本工事(業務)は、電子納品対象工事(業務)とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)(令和3年3月)：(以下、「ガイドライン」という。)に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【鹿児島県ウェブサイト】

ホーム > 事業者の方々 > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査
> CALS/EC > 鹿児島県の電子納品について

- 2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で正本1部、副本1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

第38条 中間検査及び施工体制点検の対象及び実施時期について

中間検査および施工体制点検を対象とする工事は、当初設計金額が3,500万円以上の工事とする。ただし総括監督員又は工事検査員が必要と認めた場合は、3,500万円未満の工事であっても実施することができる。

中間検査及び施工体制点検の実施時期は進捗率がおおむね50%に達した時期又は工事の途中において特に施工の実態を把握する必要がある時期に実施するものとする。

第39条 創意工夫

請負者は、自ら立案実施する創意工夫や技術力に関する項目または、地域社会への貢献として評価出来る項目について、事前にその内容を報告するとともに、工事完成書類と同時にその実績を監督職員に提出すること。

第40条 工事現場の現場環境改善

- 1 工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。請負者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。
- 2 現場環境改善については、別表－1の内容のうち、原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本として実施すること。
- 3 現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。
- 4 現場環境改善の具体的な実施内容及び実施時期について、施工計画書へ記載し提出すること。
- 5 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。
- 6 工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。

【適用工事】

原則として当初設計金額1,000万円以上のすべての土木工事に対して適用する。

〔別表1〕

費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化、3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化、5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等

安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）， 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図， 2. 工法説明図， 3. 工事行程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）， 9. 社会貢献

[別表-2]

イメージアップ実施内容に関する名称	消耗率
緑化・花壇、完成予想図、工法説明図、工事工程表、パンフレット 工法説明ビデオ	100%（箇所）
デザイン工事看板	10%（/月）
ライトアップ施設	8%（/月）
電光式標識	4%（/月）
備品類	2%（/月）

- (注) 1 上表は工事場所、工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。
2 類似品は、上表消耗率を準用できる。
3 一工事において、消耗率が100%を超える場合は、上限値は100%とする。
4 設置月数は、工程から求めるものとし、0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。ただし、15日未満は0.5ヶ月とする

現場環境改善実施計画書

令和〇〇年度〇〇〇工事（〇〇工区）

項目	現場環境改善を含んだ額 A	共通仮設費計上額 B	差額 C	消耗率 D	数量 N	月数 M	金額
仮設備関係							
購入品	A	B	A-B	D	N	M	C * D * N * M
リース品	A	B	A-B	—	N	M	C * N * M
営繕関係							
安全関係							

地域連携							
合計							

第41条 建設工事の適正な施工の確保について

- 1 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に違反する一括下請負，その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- 2 建設業法第26条の規定により，請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または監理技術者については，適切な資格，技術力等を有するもの（請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係者にあるものに限る）を配置すること。
- 3 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない監理技術者は，建設業法15条第2号イに該当する者は，同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で，監理技術者資格者証を有するものを配置すること。この場合において，発注者から請求があったときは，資格者証を提示すること。
- 4 1，2及び3のほか，建設業法に抵触する行為は行わないこと。

第42条 施工体制台帳の作成等について

本工事の受注者は，建設工事の一部を下請に付する場合は，施工体制台帳及び添付書類を作成し，工事現場に備え置くとともに，その写しを監督職員に遅延なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また，施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは，その都度，当該変更があった年月日を付記して，変更に関する事項について，作成し提出すること。

第43条 施工体系図の作成等について

工事の受注者は，工事を施工するために，建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は，施工体系図を作成し，工事の期間中，工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに，その写しを監督職員に遅延なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また，施工体系図の記載事項に変更があったときは，その都度，変更に関する事項について，作成し提出すること。

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務等

第44条 提出書類について

工事竣工時に、施工管理基準に定められた様式に基づき次の図書を整理のうえ提出すること。

- 1 品質管理 : 管理図書及び総括表
- 2 出来高管理 : 出来高管理図・写真管理・出来形平面・横断図
- 3 工事管理 : 工程管理資料
- 4 写真管理 : 工事写真
- 5 着工前・完成写真はA4(横)で作成すること。

第45条 請負者相互の協力について

請負者は、契約書第2条の規定に基づき近接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

必要に応じ、近接工事との工程の調整会議を行い、相互の工事進捗が良好になるよう努めるものとする。

第46条 国土調査の基準点等の保全について

国土調査の基準点等測量標識等については、移転、損傷その他の行為により、標識等の効力を害してはならない。ここで言う標識等とは、三角点及び図根点であり、工事により標識等の効力を害する恐れがある場合には、監督職員と協議を行うこと。

第47条 施工計画書について

施工計画の作成にあたっては、「施工計画書作成の手引き」を参考に、基本事項を十分把握し、経済性・施工性等を検討することは勿論、現在の社会的要請も認識し、自主性・創意性を失わないような形で幅広い検討を行い、以下の手順で作成すること。

- ① 工事概要
- ② 計画工程表 (ネットワーク・バーチャート等で作成)
- ③ 現場組織表
該当作業の有資格者証の写しを添付すること。(例 監理技術者証, 地山の掘削作業主任者等)
- ④ 指定機械 (設計図書で指定されている排ガス対策型建設機械の使用の有無を記載すること。)
- ⑤ 主要機械 (設計図書で指定されていない使用機械)
- ⑥ 主要資材 (指定材料、主要材料、材料試験方法)
- ⑦ 施工方法 (主要機械, 仮設計画, 工事用地等を含む)
- ⑧ 施工管理計画 (工程管理, 品質管理, 写真管理, 出来形管理, 段階確認, 品質証明)
- ⑨ 安全管理
- ⑩ 緊急時の体制及び計画

- ⑪ 交通管理（資材，捨土，伐根運搬経路図を添付すること。）
- ⑫ 環境対策
- ⑬ 現場作業環境の整備（工事現場のイメージアップを含む）
- ⑭ 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法
- ⑮ その他

また、施工計画書の内容について重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

第48条 繰越予定箇所の工期等の取扱いについて

- 1 本工事は、繰越しを予定しており、完了工期については、議会承認が得られた場合に変更契約を行うものとする。
- 2 繰越承認後の完了工期は、令和●●年●●月●●日を予定している。
- 3 「工事標示板」等に工期を標示する場合は、監督職員と協議の上、当初は前項の工期を考慮した完了予定工期に「（予定）」を付して標示するものとし、契約変更後速やかに変更後の工期に訂正するものとする。

第49条 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置

志布志市が発注する建設工事等（以下「市工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅延なく市（発注者）及び警察に通報すること。

県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市（発注者）と協議を行うこと。

第50条 その他

道路工事現場における表示施設、保安施設の設置及び管理については「道路工事現場における表示施設等の設置基準」を遵守し周辺住民への周知や安全確保に努めるとともに工事現場のイメージアップにも配慮して工事の円滑な施工に努めなければならない。

また、工期の変更等があった場合には、速やかに変更後の期日に訂正するものとする。

工事標示板の様式

ご迷惑をおかけします	
●●●●●●を なおしています	
令和●●年●●月●●日まで 時間帯 00:00～00:00	
●●●● 工事	
発注者	志布志市建設課
	電話 099-474-1111
施工者	●●建設 株式会社
	電話：●●-●●-●●



工事情報看板

を予定しています	を な お す 工 事	令和●●年●●月●●日頃から ●●月●●日頃まで
発注者	志布志市建設課	
	電話 099-474-1111	
施工者	●●建設 株式会社	
	電話：●●-●●-●●	

工事説明看板

ご迷惑をおかけします	
令和●●年●●月●●日まで	な お し て い ま す を
	
発注者	志布志市建設課
	電話 099-474-1111
施工者	●●建設 株式会社
	電話：●●-●●-●●